

<電話対応記録>

所 長	次 長	総 課	務 長	建築住宅課 長	建築住宅課 主 幹	都市計画課 長	課 係	担 当

1 日 時 平成 15 年 4 月 17 日 (木) 13:20 頃

2 発信者

3 受信者 熱海土木事務所都市計画課

4 内 容 やりとりは、以下のとおり。

●

● です。御無沙汰しております。

伊豆山の●の開発について、規制法の関係の文書をいただいたのですが、

●

宅地造成等規制法の関係の文書ですね。

私は直接タッチしていませんが、宅造法も文書を発送したということは聞いています。

●

そうです。その関係の文書をいただいたのです。

それで、現在の状況についてお話した方が良いかと思って御連絡しました。

防災計画を作成するために、測量をやり直し、現況を正確に把握しようとした状態のまま、止まってしまっていたのです。

●にそこまでやらせてから私の方で計画を作成しようと思っていたのですが、●が自分でやるのか、他の業者を入れるのかなどでナカナカ話が進まなくて・・・

ようやく、●が自らやるということで話がまとまりました。

●

●、若しくはその関係会社で測量を行うということですか？

●

そうです。

かなり広く手をつけてしまっているようなので、まずは全体の現況図を作成させないと、私の方でも計画の作成のしようがなかったのです。

来週アタマから測量を実施し、再来週には私の手元に現況図が届く筈です。

今月末か来月初めには素案を作成し、相談に行けると思います。

宅造の関係の文書も出てしまった訳ですし、なんとか最大限急ごうとは思っています。

●

そうですか。

ただ多分、宅造の関係はまだ命令書ではありませんよね？最初に出た文書なので、弁明の機会の付与通知書とかではないですか？

そうですね。「弁明の機会」になってます。
ただ、以前から伺っているように、恐らく命令が出ることになるのですよね？

技術的な基準とかは開発と宅造で大きく異なる訳ではないですから、そうなる可能性が高いかと思います。防災工事はまだ実施されていない状況ですし。命令が出るとしても、おそらく都市計画法と同様に、「工事を中止し、防災計画を作成すること」のような内容になると想像されますけど。
いずれにせよ、防災計画を作成し、実施していただくことにはなりますね。

はい。以前から、「他の法令でも命令が出る」とは言われておりましたが、これで命令が出揃うのかな、と考えています。
5月半ばくらいまでには防災工事の設計を完了させて、承認をいただければ直ちに防災工事にかかり、それが終了した時点で完全に工事を止めようと考えています。

なるほど。
日程について一応確認させていただきますと、来週から測量開始、5月初めまでには素案を作成、5月半ばまでには防災計画の策定の終了ということでしょうか？

そうです。
なんとか急いで防災計画を策定し、また相談に行きますので、よろしく願います。

わかりました。
宅造の担当課にも、伺った内容については伝えておきます。

5 その他

結局、まだ防災計画の策定には至っていないようである。

ただ、「防災工事の完了後、当面工事は完全停止」というような内容の発言があったことから、許可済み地の造成については、「抜本的にやり直さなければならぬ可能性が極めて高い」とは認識するに至った可能性があると思われる。